

島労基発1105第2号
令和2年11月5日

一般社団法人島根労働基準協会 会長 殿

島根労働局労働基準部長



自転車及び原動機付自転車を用いた飲食物のデリバリーにおける交通事故防止について

平素より、労働行政の推進につきまして、格段の御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。さて、新型コロナウイルス感染防止のための外出自粛要請、新しい生活様式の普及等の影響により、電子商取引(EC)需要が拡大する中、自転車又は原動機付自転車を用いて飲食物の商品を消費者に配達するデリバリーサービスへのニーズが高まっています。

こうした中、自転車又は原動機付自転車によるデリバリーの途中で、配達員が交通事故でけがをしたり、通行人に危険を及ぼしたりすることがあり、配達中の交通事故を防止することが課題となっています。

今般、飲食物をデリバリーで提供することのある事業者に対し、自社の配達員へ交通事故防止のための具体的な注意喚起等の取組を行うよう、関係団体に対し傘下会員への周知を依頼いたしました。併せて、交通事故防止のポイントをまとめたリーフレットを別添のとおりまとめ、事業者及び配達員に対する周知啓発に活用するよう促しているところです。

つきましては、貴団体におかれましても、本件趣旨を踏まえ、機会をとらえて傘下会員事業場への周知等をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

【連絡先】

島根労働局労働基準部健康安全課 土江
TEL 0852-31-1157 FAX 0852-31-1163